

「法人税顧問」(Ver.H27.1)

平成27年度税制改正対応版のご案内

※Ver.H27.1では、平成27年4月1日以後開始事業年度の申告には対応はされていません。制限事項がありますのでご注意ください。

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※)：2015年05月22日(金)

CD-ROM発送開始日：2015年06月05日(金)

電子申告更新用プログラム(Ver.H27.1.e1)

ダウンロード公開日(※)：2015年6月公開予定

バージョンアップ対象

Ver.H26.1以降

改正内容

タビスランドの改版情報：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000418>

税制改正の主な内容

タビスランド税制改正の内容：http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei_h27/index.htm

◆**法人実効税率の引き下げ** 法人実効税率が、34.62%から32.11%に引き下げられました。

■法人税率の引き下げ

法人税の税率が25.5%から23.9%に引き下げられました。→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

■軽減税率の特例の延長

中小法人、公益法人等、協同組合等の軽減税率の特例（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限が、平成29年3月31日まで2年延長されました。

◆**欠損金繰越控除の見直し**

欠損金の繰越控除制度等について、大法人（中小法人等以外の法人）の控除限度が引き下げられました。

→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

◆**受取配当等益金不算入制度の見直し**

益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が次のとおり見直しされました。

また、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入その全額が益金算入されることになりました。→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

◆**地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等**

■外形標準課税法人に係る法人事業税の税率の改正

外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）について、法人事業税所得割の税率は引き下げ、付加価値割及び資本割の税率は引き上げられました。→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

■地方法人特別税の税率の改正

地方法人特別税の税率（付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率）が引き下げられました。→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

■ 地方法人特別税の税率の改正

地方法人特別税の税率（付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率）が引き下げられました。→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

■ 資本割の課税標準の見直し

現行の資本割の課税標準である「資本金等の額」が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とすることとされました。→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

■ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人で、要件を満たす場合は、所得拡大促進税制に係る措置として、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとなりました。

■ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成27年4月1日から平成29年3月31日に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、法人事業税額から一定額を控除する、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置が講じられました。

◆ 研究開発税制の見直し

研究開発税制について、企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）の促進などの観点から、控除率が大幅に引き上げられるとともに中小企業の知的財産権の使用料等が対象費用に追加されました。

→適用時期：平成27年4月1日以後開始事業年度

◆ 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により、本社機能等を東京圏から地方に移転したり、地方において拡充する取組みを支援するため、本社等の建物に係る投資減税の創設、および雇用促進税制の拡充の措置が講じられました。

■ 地方拠点建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

地域再生法の改正法施行日から平成30年3月31日までに「計画」について認定を受けた日から2年以内に、その「計画」に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模以上のものについて、特別償却又は税額控除の措置が講じられました。

■ 雇用促進税制の拡充

地域再生法の改正法施行日から平成30年3月31日までに「計画」について認定を受けた法人が、雇用促進税制の要件（現行の要件 ii を除く）を満たす場合、認定以後3年間、次の雇用促進税制の特例を適用できる措置が講じられました。

平成27年度版のプログラムの提供について

平成27年度版のプログラム対応につきまして、複数版に分けてプログラム提供させていただきます。

- (1) Ver.H27.1 ⇒（今回ご案内の内容）⇒6月5日リリース（5月22日ダウンロード公開）
- (2) Ver.H27.11（税務代理権限証書新様式対応）⇒7月1日以降提出分より施行のため、7月1日ダウンロードで公開
- (3) Ver.H27.2 ⇒8月上旬公開予定 以下の帳票に対応します。
 - ①平成27年4月1日以後開始事業年度で適用となる制度の別表のうち、別表六関係の新様式
 - ②別表十三（五）、別表十六（十）
- (4) Ver.H27.3（特別償却の付表の新様式、および地方税対応等）⇒10月中旬予定
別表六（一）の新様式、別表六（一）付表（新規追加）は、この時期に対応予定です。

Ver.H27.1の制限事項について

- (1) Ver.H27.1は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度には対応していません。
- (2) Ver.H27.1では、別表六関係（Ver.H27.2で新様式に対応する帳票）については、旧様式で出力します。
- (3) 地方税第六号様式の平成27年4月1日以後開始事業年度より適用となる税率（税額）には対応していません。
- (4) 別表六等が新様式に対応していないことから、法人税H27.1では、更新処理ができないように制御します。



データの互換性について

・連動可能な減価償却応援のバージョンは以下のとおりです。
減価償却システム Ver.14.0以降